

## 情報セキュリティ等に関する特記仕様書

### (本特記仕様書の位置付け)

第1条 本特記仕様書は、賃借人岡山市（以下「甲」という。）と賃貸人（以下「乙」という。）が、締結する地域担当職員用パソコン等一式に係る賃貸借契約（以下「本契約」という。）を履行するに当たり、岡山市情報セキュリティポリシーに規定する情報システム及び行政情報（以下「情報資産」という。）の適正な管理に資するために定めるものである。

### (用語の定義)

第2条 本特記仕様書にて使用する用語の定義は以下に定めるもののほか、本契約で規定されたとおりとする。

(1) 乙の従事者

乙及び本契約に基づく業務に従事する者又は従事していた者をいう。

(2) 設置場所

本契約の賃貸借物件を設置する場所として甲が指定した場所をいう。

(3) 作業場所

本契約を履行するに当たり、保守業務等を行う場所として甲が指定した場所をいう。

### (作業管理)

第3条 乙の従事者は、設置場所又は作業場所において、賃貸借物件及び賃貸借物件以外の機器（プログラム、データ、設定情報等のソフトウェアを含む。以下「賃貸借物件等」という。）を毀損又は汚損することのないように細心の注意を払わなければならない。

2 乙の従事者は、本契約履行上、設置場所又は作業場所にある賃貸借物件等の移動、又は記憶媒体、紙文書等のデータの閲覧若しくは複写が必要な場合は、事前に甲の許可を得なければならない。

3 本契約の履行に当たり、乙の従事者は、設置場所又は作業場所における労働安全及び災害防止対策に万全を期するものとする。

### (守秘義務)

第4条 乙の従事者は、本契約の履行上で知り得た甲の情報資産に係る情報をみだりに他人に知らせてはならない。

### (不正利用等の禁止)

第5条 乙の従事者は、本契約の履行上で知り得た甲の情報資産に係る情報を不正に利用し、又は廃棄等をしてはならない。

### (外部提供の禁止)

第6条 乙の従事者は、本契約の履行上で知り得た甲の情報資産に係る情報を乙の従事者以外の者に提供してはならない。

### (収集の禁止)

第7条 乙の従事者は、本契約に基づき甲の情報資産に係る情報を収集する場合は、受託業務の範囲を超えて収集してはならない。

(複写等の禁止)

第8条 乙の従事者は、甲の承諾を得ずに甲の情報資産に係る情報を複写し、又は複製してはならない。

(搬送時等の適正管理)

第9条 乙の従事者は、甲の情報資産に係る情報を搬送等する場合は、盗難、紛失等のセキュリティ事故を未然に防止する措置をとらなければならない。

(情報等の返却、廃棄)

第10条 乙の従事者は、本契約履行上甲から提供を受けた情報等については、使用する必要がなくなった場合は、本契約完了前であっても直ちに甲に返却しなければならない。

- 2 乙の従事者が使用するコンピュータに電子データとして保存した情報等で返却が困難であるものについては、前項の規定にかかわらず、別添「データ廃棄に関する報告書」により、甲に当該情報等を確實に破棄したことを報告しなければならない。
- 3 本契約の契約不適合責任に基づく成果品訂正の可能性を理由として、乙の従事者が本契約完了以降も第1項の情報等を引き続き保有することは認めない。

(賠償責任等)

第11条 乙の従事者が注意義務を怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙がその復旧及び賠償の全責任を負うものとする。また、本項の義務については、本契約の完了を理由に免責されないものとする。

- 2 乙の従事者が、第4条から前条までの規定に反して当該情報等を不適正に取り扱い、そのことにより外部流出等の事故が発生した場合は、前項の損害賠償等の規定を適用するものとする。

(ウィルス対策)

第12条 乙の従事者は、本契約に関して使用するコンピュータ等に対し、ウィルス対策を万全に行うものとする。

- 2 乙の従事者が、設置場所又は作業場所で行う作業のために持ち込む外部記憶媒体は、CD-R、DVD-R等の追記・削除・書き換え等が不可能な媒体を使用するものとする。外付けハードディスク、USBメモリ等の書き換え等が可能な外部記憶媒体の使用は仕様書に記載がある場合を除いて原則認めない。
- 3 前項の外部記憶媒体については、作業のために必要な情報等を複写した後、乙の従事者が使用するコンピュータ等で使用しているウイルス対策ソフトにて、最新のパターンファイルを使用してウイルスチェックを行うものとする。
- 4 本契約の履行上の作業により、甲が所管するコンピュータ等に対しウイルス等を感染させた場合には、乙の従事者の故意又は過失の如何にかかわらず、また、当該ウイルス感染による被害の相手が甲又は第三者の如何にかかわらず、乙はその復旧及び賠償の全責任を負うものとする。

(事故の報告)

第13条 乙の従事者は、本契約の履行上使用する甲の情報資産について、盗難、紛失等のセキュリティ事故の防止に努めるとともに、当該セキュリティ事故が発生したときは、直ちに甲に通知し適切な措置をとらなければならない。また、遅滞なく書面をもって甲に報告しなければならない。

(情報セキュリティに関する調査及び監査)

第14条 本契約を遂行するに当たり、甲の監督員が、乙の従事者に対して情報セキュリティに関する質問又は資料提出等の要請を行った場合には、積極的にこれに応じるものとする。

2 甲が乙に対して、情報セキュリティに関する監査を行う必要があると認めた場合は、乙は本契約に関する範囲内において、乙の従事者の作業内容等に関する監査を含め、これを受け入れなければならない。

3 前項の監査に関する詳細は、別途協議するものとする。

(保守業務等)

第15条 乙が、本契約に係る賃貸借物件の保守業務等を第三者に委託する場合には、事前に、甲が定める所定の手続きを経ることとする。

2 所定の手続きを経て乙が委託した第三者（以下、「保守業務等の受託者」という。）が、さらに別の第三者に再委託することは認めない。

3 本契約の仕様書及び本特記仕様書の規定は、保守業務等の受託者に全面的に適用する。

4 保守業務等の受託者において本特記仕様書の規定に違反する行為があった場合には、乙と保守業務等の受託者は連帯してその責を負うものとする。

(訂正)

第16条 作業途中及び納入後に、乙又は保守業務等の受託者の責に帰する誤りや不良箇所が発見された場合には、速やかに無償で必要な対応を行わなければならない。

(規定の優先順位)

第17条 本契約にて個人情報を扱う場合において、別途締結する「個人情報の保護に関する法律に基づく市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」と本特記仕様書との規定が競合する場合には、「個人情報の保護に関する法律に基づく市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」の規定を優先して適用するものとする。

# データ廃棄に関する報告書

令和 年 月 日

岡山市長 大森雅夫様

賃貸人 住所

氏名

印

下記の業務において、作業の都合により、作業場所において複写して使用した下記のデータ等については、情報セキュリティを保持する観点から、業務完了と共に全て復旧不可能な状態で破棄又は消去いたしました。

同時に、この旨を業務に従事した技術者及び作業員に徹底し、情報の外部流出等の事故が発生しないように取り計らっていることも、併せてご報告します。

記

1 契約名

地域担当職員用パソコン等一式に係る賃貸借

2 破棄又は消去したデータ等